

「インボイス制度」開始に伴う ガス料金等の対応について

2023年9月21日

1. インボイス制度について

2023年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書方式（インボイス制度）が開始されます。

消費税の申告・納付をされている事業者様におかれましては、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）が交付する適格請求書（以下「インボイス」という）の保存等が、仕入税額控除の要件になります。

詳細については、[国税庁ウェブサイト](#)をご覧ください。

2. 当社の登録番号について

2023年10月ご請求分より、当社はインボイスを発行いたします。

当社の登録番号は「T4090001010259」です。

3. 当社より発行するインボイスの手続き方法について

- ・ ご希望のお客さまへ、紙面の請求書にてインボイスを発行いたします。
- ・ 現在、当社から紙面の請求書を毎月受領しているお客さまにつきましては、インボイスに対応した新しい請求書へ自動的に切り替わりますので、特にお手続きは必要ございません。
- ・ 現在、紙面の請求書を受領しておらず、新たに請求書の発行を希望されるお客さまは、ご契約内容をご確認の上、下記問合せ窓口までご連絡をお願いします。

4. インボイス制度に係るガス料金等の問い合わせ窓口

吉田ガス株式会社 業務グループ Tel 0555-22-2161

以上